

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>第一条、第七十九条（略）                  様式第一号、様式第十五号（略）                  別表第一、別表第六（略）                  別表第七（第二十一条関係）</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
作物	加工食品	作物	加工食品
パイヤ	パイヤを主な原材料とするもの		
<p>別表第八、別表第十七（略）</p>			

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）  
一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行										
<p>遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準</p> <p>第1条～第5条（略） 別表1（第2条関係） 1～7（略） 8 <u>パパイヤ</u> 別表2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="107 662 1093 790"> <thead> <tr> <th>加 工 食 品</th> <th>対 象 農 産 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～32（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>33 パパイヤを主な原材料とするもの</u></td> <td><u>パパイヤ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3（第3条関係） （略）</p>	加 工 食 品	対 象 農 産 物	1～32（略）	（略）	<u>33 パパイヤを主な原材料とするもの</u>	<u>パパイヤ</u>	<p>遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準</p> <p>第1条～第5条（略） 別表1（第2条関係） 1～7（略）</p> <p>別表2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1137 662 2132 790"> <thead> <tr> <th>加 工 食 品</th> <th>対 象 農 産 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～32（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3（第3条関係） （略）</p>	加 工 食 品	対 象 農 産 物	1～32（略）	（略）
加 工 食 品	対 象 農 産 物										
1～32（略）	（略）										
<u>33 パパイヤを主な原材料とするもの</u>	<u>パパイヤ</u>										
加 工 食 品	対 象 農 産 物										
1～32（略）	（略）										